

品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定等事務取扱要綱

制定 令和6年9月27日区長決定 要綱第327号

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「法施行規則」という。）、品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年品川区条例第35号。以下「条例」という。）、品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（令和6年品川区規則第60号。以下「規則」という。）、品川区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（令和6年品川区規則第62号。以下「細則」という。）その他法令の定めるもののほか、品川区内の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定および認定内容の変更等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公立認定こども園 法第3条第1項および第3項に規定する認定こども園であって、国または区市町村が設置する幼稚園もしくは保育所等で構成する認定こども園

(2) 私立認定こども園 法第3条第1項および第3項に規定する認定こども園であって、国または区市町村以外の者が設置する幼稚園もしくは保育所等で構成する認定こども園

2 前項第1号および第2号に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法、法施行規則、条例、規則および細則で使用する用語の例による。

(設置経営主体)

第3条 認定こども園の設置経営主体は、設置者が経営する事業の全体の財務内容が不健全でなく、事業を運営するに当たって安定性が見込まなければならない。この場合において、私立認定こども園にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合は、少なくとも財務内容が不健全でないことに当たらない。

- (1) 直近の会計年度において債務超過（負債金額が資産総額を超えていることをいう。）となっている。
- (2) 直近3年間の会計年度において、3年間（設置後3年未満である場合にあっては、設置から直近の会計年度までの期間）連続して損失を計上している。
（定員）

第4条 保育を必要とする子どもと保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもの受入枠は、広く地域住民の利用に資するために、地域の実情に応じて定めるものとする。ただし、幼稚園型認定こども園における保育を必要とする子どもの定員は、6人以上とする。

- 2 保育機能施設は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、保育機能施設は、条例および規則に定める職員配置および面積に関する基準を下回らない範囲内で、定員を超えて教育および保育を行うことができる。この場合において、地域において年度途中における保育機能施設入所の受入体制を整えなければならない。
- 4 保育機能施設は、総定員を超えている状況が恒常的にわたる場合（連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上の状態をいう。）には、定員の見直しを図るものとする。

（職員）

第5条 認定こども園に必要な子どもの教育および保育（満3歳未満の子どもについては、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、在籍する子どもの数および定員それぞれについて、規則第5条第1号の規定により算定した数を比較し、いずれか多い方の数とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、認定こども園の開設後において、前条第4項に規定する定員と利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に定める利用定員をいう。以下同じ。）で異なる人数を設定した場合は、在籍する子どもの数について前項の規定により算定した数と、利用定員について同様に算定した数とを比較し、いずれか多い方の数とする。
- 2 規則第6条第1項に規定する満3歳未満児の教育・保育従事職員数の6割以上の者および同条第3項に規定する満3歳以上児の教育・保育従事職員数の6割以上の者は、常勤の教育・保育従事職員（各施設の就業規則等で定めた常勤の保育従事職員のうち、期間の定めのない労働契約を結ぶ者（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）で、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が当該施設であり、かつ、従事すべき業務が教育および保育であるものであつ

- て、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、当該施設を適用事業所とする社会保険の被保険者である者。以下同じ。)をもって確保すること。
- 3 規則付則第3項に規定する区長が幼稚園教員免許状を有する者または登録を受けた者と同等の知識および経験を有すると認める者とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設等、同法第6条の3第8項、第10項および第12項に係る事業または東京都認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。この場合において、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。
 - (2) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育者
 - (3) 子育て支援員研修事業実施要綱(平成27年5月21日雇児発0521第18号)に基づく子育て支援員研修(子育て支援員専門研修(地域保育コース)のうち選択科目を地域型保育とする研修をいう。以下「子育て支援員研修」という。)を修了した者
 - 4 前項に規定する者は、当該認定こども園の施設長および設置者が、当該職員の教育・保育従事職員としての能力を確認した上で適当と認めるものとする。
 - 5 規則付則第3項の規定は、過去3年以内に、認定こども園を構成する各施設に関して改善の勧告、改善の命令等を受けた認定こども園および区長から子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第39条に基づく勧告、命令等を受けた設置者が経営する認定こども園については、適用しない。
 - 6 規則付則第3項の規定を適用する認定こども園の設置者は、区長が幼稚園教員免許状または登録を受けた者と同等の知識および経験を有すると認める者の保育士資格取得支援に努めるとともに、規則付則第3項の適用を受ける者に対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すものとする。
 - 7 認定こども園は、職員配置について、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。
 - (2) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態および低処遇の教育・保育従事職員が生じることのないよう留意すること。(学級担任の資格の特例)

第6条 規則第6条第2項の規定を適用する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、同項の規定の適用を受けることが適当と認められる者（以下この条において「認められる者」という。）が認定の日から3年の間に幼稚園教諭免許状を取得できなかった場合には、当該認められる者は認定の日から3年を経過した日以降、同項の規定の適用を受けることができないものとする。

- (1) 認められる者が、認定こども園の申請の時点において、現に職員として雇用されている者であること。
- (2) 設置者は、認められる者が意欲、適正および能力等を考慮して適当と認められる旨を記載した、認定こども園の長となるべき者または認定こども園の長の意見書を、認定の申請時に提出すること。
- (3) 設置者は、認められる者が幼稚園教諭免許状の取得に向けた努力を行っていることを証するため、法第30条第1項に規定する区長への毎年の運営の状況の報告の際に、認められる者の幼稚園教員資格認定試験の受験等の状況についての報告を行うこと。

（施設の一体的運営）

第7条 条例第7条第1項第1号に規定する子どもに対する教育および保育の適切かつ一体的な提供とは、次に掲げる要件を満たしていると区長が認める場合とする。

- (1) 幼稚園型認定こども園（並列型）にあつては、共通利用時間（おおむね4時間程度の、幼稚園の園児および保育所等の園児との合同活動の時間をいう。）が確保されていること。
- (2) 幼稚園型認定こども園（年齢区分型）にあつては、合同活動として幼稚園の園児および保育所等の園児との異年齢交流が行われていること。
- (3) 保育所型認定こども園および地方裁量型認定こども園において分園を設置して事業を行う場合は、前2号のいずれかの要件を満たしていること。

2 条例第7条第1項第2号に規定する子どもの移動時の安全が確保されているとは、次に掲げる要件を満たしていると区長が認める場合とする。

- (1) 園児が徒歩で移動する場合は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 直線距離でおおむね300メートル以内かつ移動時間が片道おおむね10分以内であること。
 - イ 交通量が多い道路を横断することがない等、安全な移動の経路であること。
 - ウ 園児の移動に当たっては、園児の数に応じた複数の教育・保育従事職員が引率すること。

(2) 園児が認定こども園の専用の車で移動する場合は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 移動時間が片道おおむね10分以内であること。

イ 安全な乗降場所が確保されていること。

ウ 園児の移動に当たっては、運転手とは別に、園児の数に応じた複数の保育従事職員が引率すること。

(3) 幼稚園型認定こども園（年齢区分型）にあつては、当該認定こども園による送迎を行う等、幼稚園と保育所等が離れていることにより保護者の不便にならないような対応をとること。

（建物および設備の基準）

第8条 保育機能施設の構造および設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および関係法令（以下「建築基準法等」という。）の定めるところに従うほか、室内化学物質対策実施基準（別紙1）に定める基準に基づき室内化学物質対策を実施し、採光、換気等園児の保健衛生および危険防止に十分な注意を払い、条例および規則に定めるものならびに次項から第7項までに規定する基準による設備を有し、適切に運営するものとする。

2 基準設備、面積等は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当するものとする。

区分	要件
乳児室またはほふく室	規則第7条第3項第1号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保育室または遊戯室	規則第7条第3項第2号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
調理室	(1) 園児が乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「保育室等」という。）から簡単に立ち入ることがないよう、保育室等と区画されていること。 (2) 定員に見合う面積および設備を有すること。
便所	便所には保育室等用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室等および調理室と区画されており、かつ、園児が安全に使用できるものであること。便所の数は園児20人につき1以上であること。

- 3 非常口は、火災等非常時に園児の避難に有効な位置に2カ所2方向に設置するとともに、保育室等を1階に設ける場合または屋上に園庭を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保するものとする。
- 4 設置者は、室内化学物質対策実施基準に定める基準に基づき実施した室内化学物質の測定結果および対策状況を把握し、安全性が確認された後に開設するものとする。
- 5 保育機能施設を設置する場合は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物
 - (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては I_s 値が0.7以上かつ q 値が1.0以上または $C_{t u S d}$ 値0.3以上、木造の建築物にあつては I_w 値が1.1以上であることが確認された建築物
- 6 規則第7条第2項第3号から第8号までに規定する要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年9月5日雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2に規定する基準を満たしているものとする。
- 7 保育機能施設を設置する場合にあつては、建築基準法に基づき建物を保育所の用途とするものとする。ただし、既存の建物を改修し、200平方メートル以下の保育機能施設を設ける場合にあつては、一級建築士による建築基準法等に規定する保育所の基準を満たしていることを証する文書を提出すること。

（基準面積の弾力的運用）

第9条 規則第7条第3項第1号ただし書の規定については、2歳以上児区分の定員が充足しておらず、保育面積全体としては規則第7条第3項第1号（ただし書を除く。）および第2号に定める基準面積を充足することが可能な場合であつて、満2歳未満の子ども一人当たりの基準面積の弾力的運用を行う場合は、実態に見合うよう、定員変更を行うなど、基準面積の弾力的運用の解消に努めること。

（調理室等）

第10条 条例第8条第5項の規定に基づき認定こども園外で調理し、搬入する方法により食事を提供する場合は、規則第8条に定める基準を満たすと

もに、保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に留意するものとする。

2 条例第8条第6項に規定する加熱、保存等の調理機能を有する設備とは、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具およびスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等をいうものとする。

3 調理業務を委託する場合には、保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に留意するものとする。

（子育て支援事業）

第11条 条例第12条に規定する子育て支援事業は、法施行規則第2条各号に規定する事業のうち、2以上の事業を行うものとする。

2 法施行規則第2条第3号に規定する事業は、対象となる園児に応じて、条例および規則に定める基準を満たした上で実施しなければならない。

（保護者への説明）

第12条 既存の幼稚園または保育所等（以下「既存施設」という。）の設置者が認定こども園の認定を受けようとする場合は、現に当該既存施設に在籍している園児の保護者に対し、条例第15条の規定に基づき、認定こども園の認定を受けることにより従来と異なる事項について保護者に十分に説明し、理解を得るものとする。

（衛生管理等）

第13条 認定こども園は、園児の使用する設備、遊具等について、安全かつ衛生的に管理するとともに、必要な医薬品およびその他の医療品を備えるものとする。

2 認定こども園は、園児の食事の調理または調乳を行う者については、児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について（平成13年8月1日雇児総発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を遵守し、施設における衛生管理および食中毒予防を徹底するものとする。

3 認定こども園は、条例第8条第5項の規定に基づき、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により食事を提供する場合は、給食の運搬手段等について衛生上適切な措置を講ずるものとする。

（公立認定こども園の認定申請の手続）

第14条 公立認定こども園の認定を受けようとする者は、法第4条第1項および法施行規則第8条の規定により、認定こども園認定申請書（細則第3条第1項に規定する認定こども園認定申請書をいう。以下同じ。）に、次に掲げる書類を添付し、認定を受けようとする日の属する月の2カ月前の月の初日（当

該日が閉庁日の場合にあつては直前の開庁日) までに区長に提出するものとする。

- (1) 認定こども園施設概要 (第1号様式)
- (2) 施設整備に係る次に掲げる書類
 - ア 建物の規模、構造および設備ならびに屋外遊戯場等の状況 (第2号様式)
 - イ 最寄駅からの経路等、周辺環境がわかる施設の案内図
 - ウ 建物の配置図および平面図
- (3) 管理運営に関する次に掲げる書類
 - ア 子育て支援事業の計画 (第3号様式)
 - イ 当該認定こども園の設置に関する区市町村が定める条例
(私立認定こども園の認定申請の手続)

第15条 私立認定こども園の認定を受けようとする者は、法第4条第1項および法施行規則第8条の規定に基づき、認定こども園認定申請書(細則第3条第1項に規定する認定こども園認定申請書をいう。以下同じ。)に、次に掲げる書類を添えて、認定を受けようとする月の2カ月前の月の初日(当該日が閉庁日の場合にあつては直前の開庁日)までに区長に提出するものとする。

- (1) 認定こども園施設概要
- (2) 設置者に関する次に掲げる書類。ただし、カからシまでに掲げる書類は、社会福祉法人および学校設置者を除く設置者に限り、提出するものとする。
 - ア 履歴書(法人の場合は代表者の履歴書)
 - イ 共同して事業を行う旨の書類(協議書等)の写し(認定こども園を構成する幼稚園の設置者と保育所等の設置者が異なる場合に限る。)
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 認定こども園の設置者基準に該当する旨の誓約書(第4号様式)
 - オ 直近の3年間の決算報告書(監査証明または当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したものに限る。)
 - カ 資金計画書
 - キ 認定こども園を設置する年から起算して5年間の収支計画書(当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は、返済計画についても記載すること。)
 - ク 設置者全体の今後5年間の収支(損益)予算書
 - ケ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済(償還)計画
 - コ 会社開設時の開始貸借対照表および仮決算書(新規設立法人の場合に限る。)

サ 預貯金残高証明書（認定こども園認定申請書の提出期限の1カ月前以降の時点のものに限る。）

シ 納税証明書

(3) 職員関係に関する次に掲げる書類

ア 職員の構成（第5号様式。幼稚園、保育所等または分園ごとに作成すること。規則第6条第2項に規定する職員（以下「みなし職員」という。）については、資格特例を受ける職員の念書および施設長による証明（第6号様式）を添付すること。）

イ 職員の構成に記載のある職員全員の履歴書の写し

ウ 幼稚園教諭免許状、保育士証等の資格証明書（見込証明書）の写し

エ 所定労働時間の明記された非常勤職員雇用通知書（控）の写し（教育・保育従事職員に限る。）

オ 調理業務を第三者に委託して食事の提供を行う場合は調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供を行う場合は外部搬入に係る契約書の写し

カ 規則付則第2項を適用する場合は、第6条第2項に該当することを証する書類

(4) 施設整備に係る次に掲げる書類

ア 建物の規模、構造および設備ならびに屋外遊戯場等の状況

イ 最寄駅からの経路等、周辺環境がわかる施設の案内図

ウ 建物の配置図および平面図

エ 保育機能施設の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等発生時に入所児童の避難に有効な位置に2カ所2方向に設置されていることが分かるもの）

オ 建物の新築および増築時ならびに用途変更後の建築確認済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は、台帳記載事項証明書）

カ 一級建築士による規則第7条を満たしていることを証する書類（保育室等を2階以上に設置する場合に限る。）

キ 建築検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）

ク 建物建築時の建築確認申請書、確認済証および検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書（既存建築物の場合に限る。）を提出することとし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの文書を提出すること。

- (ア) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が証明した文書
 - (イ) 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が確認した文書
 - (ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
- ケ 建物および土地の登記事項証明書または使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等の写しをいう。）（学校法人または社会福祉法人以外のものが設置者の場合に限る。）
- コ 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第56条の2に基づく届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し
- サ 第8条第4項に規定する保育所における室内化学物質対策実施基準（別紙1）に定める基準に基づき実施した室内化学物質の測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることがわかるものであること。）
- シ 第8条第5項第2号に規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類
- (5) 管理運営に関する次に掲げる書類
- ア 認定こども園への移行に伴う保護者への説明書類（既存施設に限る。）
 - イ 次に掲げる事項を記載した園児募集要項または重要事項説明書等
 - (ア) 認定こども園および認定こども園を構成する施設の名称および所在地
 - (イ) 設置者の氏名および住所または名称および所在地
 - (ウ) 認定こども園の事業開始予定年月日
 - (エ) 施設および設備の概要
 - (オ) 開所日および開所時間
 - (カ) 施設の運営方針
 - (キ) 教育、保育、健康診断等の内容
 - (ク) 給食（献立、離乳食、アレルギー食の対応方法等）
 - (ケ) 定員（認定こども園の総定員、幼稚園および保育所等の定員、保育を必要とする子どもおよびそれ以外の子どもの受入枠、年齢区分ならびに学級編成）
 - (コ) 認定こども園および認定こども園を構成する施設の長の氏名
 - (サ) 職員の体制に関する事項（幼稚園教諭、保育士その他の職員の配置数）

- (シ) 利用者から受領する費用の種類ならびに支払を求める理由および金額
- (ス) 非常災害時の対策
- (セ) 利用する園児に関して契約している保険または共済の種類、保険事故および保険金額
- (ソ) 嘱託医の氏名、所在地および委託内容
- (タ) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名および連絡先
- (チ) 利用開始および終了に関する事項
- (ツ) 守秘義務および個人情報の取扱いに関する事項

ウ 子育て支援事業の計画

エ 利用している子どもに関して契約している保険または共済制度への加入を証する書類の写し（認定後でないと加入できない場合は認定後に提出すること。）

オ その他区長が必要と認める書類
（内容変更等の手続）

第16条 私立認定こども園の内容を変更しようとする者は、法第29条第1項および法施行規則第28条第1号の規定に基づき、認定こども園変更事項届出書（細則第10条第1項に規定する認定こども園変更事項届出書をいう。）に次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添付し、原則として変更を予定する日（定員の変更については、園児募集要項を配布する日をいう。）の20日前、分園を設置、廃止または休止する場合は、変更を予定する日が属する月の2カ月前の月の初日（当該日が閉庁日の場合にあっては直前の開庁日）までに区長に提出すること。

(1) 設置者の名称の変更をする場合（個人の場合の氏名の変更含む。） 次に掲げる書類

ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみを記入すること。）

イ 印鑑証明書（幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設であつて、当該幼稚園の設置者と異なる設置者が設置する施設の場合に限り、当該変更後に提出すること。以下同じ。）

(2) 設置者の代表者の変更をする場合（法人の場合に限る。） 次に掲げる書類

ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）

イ 代表者の履歴書

ウ 印鑑証明書

(3) 設置者の住所（法人の場合は所在地）の変更をする場合 次に掲げる書類

ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）

イ 印鑑証明書

- (4) 認定こども園および認定こども園を構成する施設の名称の変更をする場合 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
- (5) 認定こども園を構成する施設の所在地の表示の変更をする場合 次に掲げる書類
 - ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 区から発行される住居表示変更の通知
- (6) 移転、改築等による建物の規模、構造および設備（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）ならびに屋外遊戯場の変更をする場合 次に掲げる書類
 - ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 建物の規模、構造および設備ならびに屋外遊戯場等の状況（建物のみの変更の場合は「1 建物」のみ、屋外遊戯場等のみの変更の場合は「2 屋外遊戯場等」のみを記入すること。）
 - ウ 最寄駅からの経路等、周辺環境がわかるもの施設の案内図（移転の場合に限る。）
 - エ 建物の変更前後の配置図および平面図
 - オ 保育機能施設の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等発生時に入所児童の避難に有効な位置に2カ所2方向に設置されていることが分かるもの）
 - カ 移転、改築等に係る建物の建築確認済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）
 - キ 移転、改築等に係る建物の建築検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書（既存建築物の場合に限る。）を提出することとし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかを提出すること。
 - （ア） 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が確認した文書
 - （イ） 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が確認した文書（建築検査済証の交付を受けていない場合に限る。）
 - （ウ） 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書

- ク 建物および土地の登記事項証明書または使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等の写しをいう。）
 - ケ 第8条第4項に規定する室内化学物質対策実施基準に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることがわかるものであること。）
 - コ 火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される検査結果通知書の写し
 - サ 第8条第5項第2号に規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類
 - シ 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による規則第7条を満たしていることを証する書類
- (7) 定員（認定こども園の総定員、幼稚園および保育所等の定員ならびに保育を必要とする子どもおよびそれ以外の子どもの受入枠、年齢区分および学級編成）の変更をする場合 次に掲げる書類
- ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 職員の構成
- (8) 認定こども園の長の変更をする場合 次に掲げる書類
- ア 認定こども園施設概要
 - イ 認定こども園の長の履歴書
- (9) 教育および保育の内容等または子育て支援事業の計画の変更をする場合 次に掲げる書類
- ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 子育て支援事業の計画（子育て支援事業の計画の変更の場合に限る。）
- (10) 食事の提供形態等の変更をする場合 次に掲げる書類
- ア 職員の構成（第1片）（業務委託および外部搬入から設置者が自ら調理することに変更した場合に限る。）
 - イ 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合に限る。）
 - ウ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合に限る。）
- (11) 認定こども園の保護者負担金の変更をする場合 次に掲げる書類
- ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 改定前後の運営規定
- (12) 分園の設置をする場合 次に掲げる書類
- ア 認定こども園施設概要
 - イ 職員の構成（みなし職員については、資格特例を受ける職員の念書および施設長による証明を添付すること。この場合において、みなし職員は認

定こども園の認定申請時に当該様式に記載されていた者のみ認められるものとする。)

- ウ 職員の構成に記載のある職員全員の履歴書の写し
- エ 幼稚園教諭免許状、保育士証等の資格証明書（見込証明書）の写し
- オ 所定労働時間の明記された非常勤職員雇用通知書（控）の写し（保育従事職員に限る。）
- カ 調理業務を第三者に委託して食事の提供を行う場合は調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供を行う場合は外部搬入に係る契約書の写し
- キ 全体、本園および分園ごとに作成された建物の規模、構造および設備ならびに屋外遊戯場等の状況
- ク 本園との位置関係がわかる分園の案内図
- ケ 分園の建物の配置図および平面図
- コ 保育機能施設の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等発生時に入所児童の避難に有効な位置に2カ所2方向に設置されていることが分かるもの）
- サ 建物の新築および増築時ならびに用途変更後の建築確認済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）
- シ 建築検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書（既存建築物の場合に限る。）を提出することとし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、は、次の（ア）から（ウ）までのいずれかを提出すること。
 - （ア） 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が証明した文書
 - （イ） 建築基準法第12条第5項の規定に基づき報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁または建築主事が確認した文書（建築検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する場合に限る。）
 - （ウ） 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
- ス 建物および土地の登記事項証明書または使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等の写しをいう。）
- セ 第8条第4項に規定する室内化学物質対策実施基準に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることがわかるものであること。)

ソ 火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される
検査結果通知書の写し

タ 第8条第5項第2号に規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に
証明できる書類

チ 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による規則第7条
を満たしていることを証する書類

(13) 分園の廃止または休止をする場合 次に掲げる書類

ア 認定こども園施設概要

イ 建物の規模、構造および設備ならびに屋外遊戯場等の状況

ウ 分園廃止または休止後の職員の処遇を記載した書類

エ 子どもの具体的な受入計画を記載した書類

(14) その他の認定こども園施設概要に記載する重要な事項（開所日、開所時間
等）の変更をする場合 次に掲げる書類

ア 認定こども園施設概要（変更箇所のみ記入すること。）

イ 園児募集要項または重要事項説明書（変更前後の内容がわかる書類）
（報告書の提出）

第17条 私立認定こども園の設置者は、法第30条第1項および府省令第2
9条の規定に基づき、認定こども園運営状況報告書（細則第11条に規定する
認定こども園運営状況報告書をいう。）に、次に掲げる書類を添付し、毎年度、
別に定める期日までに区長に報告するものとする。

(1) 職員の構成（第2片）

(2) みなし職員が取得した幼稚園教諭免許状の写し

2 私立認定こども園の設置者は、法第30条第3項の規定に基づき、次に掲げ
る事項が生じた場合、速やかに区長に報告を行うものとする。この場合におい
て、第2号に規定する事項が生じた場合は園児の氏名、住所および家庭の状況
を報告し、第3号から第5号までに規定する事項が生じた場合は感染症または
食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を併せて保健所に報告し、
指示に従うものとする。

(1) 当該施設の管理下において死亡事案、治療に要する期間が30日以上
の負傷、疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合

(2) 当該施設に24時間かつおおむね週5日程度以上入所している園児がい
る場合。

(3) 同一の感染症もしくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡
者または重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

(4) 同一の感染症もしくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が10名
以上または園児の半数以上発生した場合

(5) 前2号に該当しない場合であって、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われる場合

3 区長は、法第30条第3項の規定に基づき、前項の報告のほか認定こども園の適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、認定こども園の設置者に対して適宜報告を求めることができる。

(認定こども園認定の辞退または休止)

第18条 認定こども園の認定を辞退または休止する場合は、相当期間の余裕をもって区と協議し、当該認定こども園に入所している園児の保護者および入所を希望する園児の保護者に対して十分な説明を行うとともに、辞退または休止後における入所している子どもの適切な処遇を確保するものとする。

2 私立認定こども園を辞退または休止しようとする者は、認定こども園辞退(休止)届(第7号様式)に、次に掲げる書類を添付し、区が指定する日までに提出すること。この場合において、認定こども園を構成する幼稚園の設置者および保育所等の設置者が異なる場合には、共同して届出をするものとする。

(1) 認定こども園廃止または休止後の職員の処遇を記載した書類

(2) 子どもの具体的な受入計画を記載した書類

(類型の変更の手続)

第19条 認定こども園の類型を変更しようとする設置者は、第15条および第18条に準じて手続を行うこと。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。